

- i. 三和銀行振出預金手形 20,000 圓。
- ii. 當行振出預金手形 (#1) 10,000 圓 (北道商店)
別に利息日歩 1 錢 6 厘, 31 日分通貨にて入金す。
9. 本日期日につき金子商店より當所拂商業手形 (#2) 30,000
圓を次の通り受入る。
 - i. 當地三菱銀行大阪支店振出保證小切手金 5,000 圓。
 - ii. 當地第一銀行大阪支店振出預金手形金 5,000 圓。
 - iii. 當行振出預金手形 (#2) 5,000 圓。
 - iv. 通貨 15,000 圓。
10. 小山商店振出小切手 (#102) 8,000 圓に支拂保證をなす。
11. 永井商店の依頼により次の當所拂商業手形 (#3) 割引き
割引料差引き通貨にて支拂ふ。
太田商店振出永井商店宛約束手形 (#200) 本日付, 11 月 15 日
期日, 額面 30,000 圓, 日歩 1 錢 4 厘。
12. 廣田商店に特別當座預金 800 圓を通貨にて支拂ふ。
13. 枝光商店に通知預金 (#1) 30,000 圓を通貨にて支拂ひ, 別
に利息(日歩 7 厘, 日數 30 日分) の内預金利子諸税 $\frac{7}{100}$ 差引, 同
じく通貨にて支拂ふ。
14. 秋田商店より山口商店振出小切手 (#4) 5,000 圓同人の當
座預金として受入る。
15. 本日付を以て廣島銀行及び靜岡銀行と為替契約を結
ぶ。貸越極度 30,000 圓, 貸越利息 1 錢 2 厘, 預金利息日歩
3 厘の契約とし, 尚預り金 500 圓以下には利息を附せざる
こととす。

16. 織田會社よりコールローン (#1) 10,000 圓並に利息(日歩
8 厘, 日數 31 日) 共通貨にて受入る。
17. 山二證券會社にコールローン (#2) 50,000 圓なし, 通貨に
て支拂ふ。條件普通物擔保品, 大阪電軌株 800 株受取る。
18. 本日より大阪手形交換所に加盟し組合銀行となる。
19. 出雲商會の依頼により次の手形を代金取立の為め預
る, 手數料 50 錢通貨にて受入る。當代手 (#4) 岩田商店振出
生田商店引受(支拂場所三和銀行) 為替手形 (#28) 10 月 10 日
附, 10 月 31 日期日, 額面 3,000 圓。
20. 交換所計算次の通り。

持出手形	1. 三和銀行振出預金手形 20,000 圓。
	2. 三菱銀行大阪支店振出保證小切手 5,000 圓。
	3. 第一銀行大阪支店振出預金手形 5,000 圓。

受入手形 なし。

本日現在高 16,544.68 圓。

拾月參拾壹日

1. 日本銀行大阪支店宛小切手 (#3) 70,000 圓を呈示し通貨
にて受入る。
2. 秋田商店の依頼に依り次の荷付為替手形割引き手取
金の内 10,000 圓は頭金として預り残額は通貨にて支拂ふ。
荷受主, 廣島市高森商店, 貨物優良富士絹 20 圓替 2,250 反, 鐵
道便, 帝國保險會社, 運送保險 48,000 圓付, 手形番號 #68 本日
付, 11 月 30 日期日, 手形額面金 45,000 圓, 割引日歩 1 錢 5 厘。

- 上記荷付爲替手形代金取立の爲め廣島銀行へ送附す。
3. 岩崎商店より證書貸付(#2) 20,000圓並に貸付金利息日歩1錢6厘,32日分,代金は次の如く受入る。
 - i. 通貨10,102圓40錢。
 - ii. 三井銀行大阪支店宛小切手10,000圓。
 4. 當所代金取立手形(#2)2,500圓,支拂人田中商店より通貨にて受入る。依頼人保田商店。
 5. 山村商店の依頼に依り次の當所拂商業手形割引き手取金の内5,000圓當行振出預金手形(#5)手渡し,残額は通貨にて支拂ふ。
秋田商店振出金子商店引受,山村商店受取爲替手形(#128)10月20日付,12月15日期日,額面50,000圓,割引日歩1錢4厘。
 6. 當所拂商業手形(#3) 30,000圓日本銀行大阪支店に再割引を求める割引料差引き手取金は同行に預け入る。再割引料日歩1錢,日數16日。
 7. 當座預金者小山商店の依頼に依り次の他所拂代金取立手形(#1)預り,手數料1圓50錢通貨にて受入る。
吉田政二振出,靜岡市山田二郎引受,小山商店受取爲替手形(#150),10月25日付,11月10日期日,額面20,000圓。
上記手形取立の爲め靜岡銀行へ送付す。
 8. 山口商店の依頼により廣島銀行向け送金爲替(#1)取組み2,000圓手數料 $\frac{1}{1000}$ 同人振出小切手(#5)にて受入る。受取人廣島市上口商店。
 9. 秋田商店の依頼により次の他所拂約束手形割引き手

- 取金は同人の當預として預る。
廣島市岩友商店振出,秋田商店宛約束手形(#159),10月28日附,11月13日期日,額面25,000圓,割引日歩1錢5厘。
上記手形廣島銀行へ送付す。
10. 10月25日より東京・名古屋に支店を設置し,其れが登記料20圓登記所へ通貨にて支拂ひ,各支店へ支店元金として30,000圓宛日本銀行大阪支店に依頼し同行宛小切手にて手數料60圓と共に支拂ふ。
 11. 静岡銀行より次の報告あり。
 - i. 10月28日當行向け代金取立手形(#1)依頼,當地山本太郎引受,爲替手形(#69),20,000圓10月20日,11月30日期日,依頼人川島好夫。
 - ii. 同日送金爲替(#1) 10,000圓取組む,依頼人本田作藏受取人繁田次郎。
 - iii. 10月28日當行へ向け次の荷付爲替手形(#1)の取立を依頼す。出荷人靜岡市津田商會,荷受主當地山田商會,爲替手形(#85)額面30,000圓,茶30圓替(10貫につき)30,000圓10月25日付,11月10日期日。
 12. 静岡銀行よりの支送手(#1) 10,000圓,受取人繁田次郎に通貨にて支拂ふ。
 13. 岩崎商店より次の手形代金取立の爲め預り手數料1圓50錢通貨にて入金す。
廣島市山本商會振出,岩崎商店宛約手(#35) 3,000圓10月25日付,11月13日期日。

上記手形取立の爲め廣島銀行へ送附す。

14. 廣島銀行より次の如く通知あり。

i. 10月25日當行振出預金手形#(依頼人岩永商店)5,000圓の立替拂す。

ii. 10月28日當行へ向け次の代手(#1)を依頼す。

川崎四郎振出秋田商店引受爲替手形(#78), 9月18日付,
10月31日期日額面30,000圓。

15. 廣田商店の依頼により靜岡銀行に送金爲替(#1)取組み
代金250圓, 手數料1圓50錢は同人の特別當座預金にて
受入る。受取人靜岡市梅田商店。

16. 秋田商店引受の廣島銀行依頼當代手(#1)同人の當座預
金に振替ふ。30,000圓。

17. 本日分給料200圓通貨にて支拂ふ。

18. 交換所計算次の通り。

持出手形 | 1. 三井銀行大阪支店小切手10,000圓。
 | 2. 三和銀行拂爲替手形(出雲商會依頼)3,000圓。

受入手形 第一銀行大阪支店持出當行宛小切手(#103)(振
出入小山商店)5,000圓。

本日現金在高 9,461.33圓。

拾壹月拾五日

1. 川崎第百銀行大阪支店よりコールマネー(#2)50,000圓
をなし, 通貨を受入れ, 損保として甲號五分利公債額面

50,000圓を提供す。條件普通物日歩8厘。

2. 第一銀行大阪支店より甲號五分利公債額面50,000圓借
入る。時價104圓替。

3. 靜岡銀行より通知あり。

i. 11月4日當行取組送金手形(#1)250圓, 受取人梅田商
店に支拂済。

ii. 11月10日當行依頼代金取立手形(#1)20,000圓入金済,
依頼人小山商店(當座預金者)

iii. 11月12日當行振出保證小切手(#2)8,000圓支拂済。

4. 靜岡銀行依頼受荷爲替手形代金30,000圓次の如く入金
す。

i. 通貨10,000圓。

ii. 三井銀行大阪支店宛小切手10,000圓。

iii. 同行振出預金手形10,000圓。

5. 靜岡銀行取組電信送金爲替(#1)5,000圓を受取人山口商
店(當座預金者)の口座に振替ふ。

6. 岩崎商店の依頼により手形貸付(#4)50,000圓をなし, 手
取金の内30,000圓を通知預金(#3)として預り, 残額通貨にて
支拂ふ。

岩崎商店振出當行宛約束手形(#115)50,000圓, 本日付, 翌年

1月31日期日, 損保品帝國人絹株180圓替350株, 貸付日歩
1錢5厘(78日分)

7. 岩永商店より手形貸付(#2)10,000圓書替延期の依頼あ
り, 期日翌年1月20日まで延期し, 利息1錢5厘, 日數67日

- 分通貨にて受入る。新番号は#5約束手形番号#118。
8. 北道商店の依頼により同人の特別當座預金の内1,000圓を通貨拂す。
 9. 廣島銀行より次の報告あり。
 - i. 11月2日送手(#1)2,000圓受取人上口商店に支拂済。
 - ii. 11月13日當行依頼商手(#1)25,000圓岩友商店より入金済。
 - iii. 11月13日當行依頼他代手(#1)山本商店より3,000圓入金済。依頼人岩崎商店。
 - iv. 11月14日當行に向け送金爲替(#1)15,000圓取組受取人北道商店,依頼人田中太郎。
 10. 北道商店の依頼により同人受取の廣島銀行取組支送手(#1)15,000圓の内10,000圓は同人に對する手形貸付満期日につき受け入れ,2,000圓は同人の特別當座預金として預り,残額は定期預金證書(#4)を渡す,期間は6ヶ月の約定とする。
 11. 廣島銀行取立代手(#1)3,000圓岩崎商店の依頼により定期預金として預る。證書(#5)期限6ヶ月。
 12. 山田商店に對し通知預金(#2)5,000圓及び利息15圓75錢の内預金利子諸税として1圓10錢を差引き共に通貨にて支拂ふ。
 13. 名古屋支店取組電信送金爲替(#1)2,500圓受取人上口商店に通貨にて支拂ふ。
 14. 山形商店の依頼により證書貸付(#3)25,000圓をなし現

- 金拂す。期間12月15日,利息日歩1錢6厘,擔保郵船株500株,52圓替。
15. 東京支店より次の報告あり。
 - i. 11月7日本店に向け代金取立手形(#1)2,500圓送附す。依頼人山内商店,支拂人秋田商店(當座預金者)期日,11月15日。
 - ii. 11月10日本店振出預金手形(#3)3,500圓立替拂す。中田商店。
 - iii. 11月12日本店宛送金爲替(#1)1,500圓取組む,受取人山住商店。
 16. 東京支店依頼當代手(#1)2,500圓,秋田商店より同人振出小切手(#52)に受入る。
 17. 山住商店に東京支店取組支送手(#1)1,500圓通貨拂す。
 18. 前月分雜費150圓通貨にて用度係に補給す。
 19. 定期預金(#3)として永井商店より30,000圓を次の如く受入る。
 - i. 郵便爲替券300圓。
 - ii. 公債利札3,700圓。
 - iii. 當行預金手形(#5)5,000圓。(依頼人山村商店)
 - iv. 小山商店振出小切手(#104)11,000圓。
 - v. 三和銀行振出預金手形10,000圓。
 20. 秋田商店の依頼により頭金として預りし10,000圓並に利息4圓50錢は同人當座預金に振替ふ。
 21. 出雲商店に別段預金(#3)3,000圓の内2,000圓は預金手形

- (#6)を渡し残額通貨にて支拂ふ。
22. 日本銀行より當所拂商業手形(#3)30,000圓期日につき
太田商店より入金済の旨通知あり。
23. 交換所計算次の如し。
- 持出手形
- | |
|-------------------------|
| 1. 郵便為替券300圓 |
| 2. 公債利札3,700圓。 |
| 3. 三和銀行振出預金手形10,000圓。 |
| 4. 三井銀行大阪支店宛小切手10,000圓。 |
| 5. 同行振出預金手形10,000圓。 |
- 受入手形なし。
24. 本日付特別當座預金利子計算をなす。但し翌日付を
以て同勘定へ振替記入を行ふ。日歩5厘。
25. 預金利子諸税4圓41錢(定期預金口)を稅務署へ通貨拂
す。
- 本日現在高 13,977.77圓。

拾壹月參拾日

1. 山二證券會社へ甲號五分利公債額面100,000圓(帳簿價
格104圓替)を108圓替にて賣却し,代金は三菱銀行大阪支
店宛小切手50,000圓,残額は通貨にて受入る。別に端數
利息2,450圓通貨にて受入る。
2. 廣島銀行より次の通知あり。
- i. 11月22日當行へ向け次の荷付為替手形(#1)20,000圓
取立を依頼す。

- 荷送主高崎次郎,荷受主山口商店,11月10日付,11月30日
期日為替手形(#103),砂糖2,000袋,10圓替。
- ii. 11月25日當行山口商店當座に振込入金の依頼あり
15,000圓,依頼人廣島市深見太郎。
- iii. 11月28日當行へ送金為替(#2)5,000圓を取組む。依頼
人山本次郎,受取人北道商店。
3. 北道商店へ廣島銀行取組支送手(#2)5,000圓を同人の依
頼により當行預金手形(#7)を手渡す。
4. 廣島銀行依頼當座振込15,000圓を山口商店の口座へ記
入す。
5. 須田商會より有價證券甲號五分利額面80,000圓,(104圓
替)返還され,別に貸付料として74圓通貨にて入金す。
6. 静岡銀行依頼受荷付為替手形山田商店より30,000圓廣
島銀行振出保證小切手20,000圓と通貨10,000圓にて受入
れ,別に延滞利息72圓は通貨にて受入る。
上記保證小切手廣島銀行へ送附す。
7. 三井銀行大阪支店へコールマネー(#1)50,000圓は日本銀
行宛小切手(#4)にて支拂ひ,利息日歩8厘,日數62日分は通
貨にて支拂ふ。
8. 保田商店依頼他代手(#1)2,500圓は同人の依頼により預
金手形(#8)にて渡す。
9. 北道商店の依頼により手形貸付(#6)30,000圓をなし,手
取金は通貨にて支拂ふ。
- 北道商店振出當行宛約束手形(#125)本日付翌年1月31日

期日利息日歩1錢5厘、日數63日、擔保品大阪商船株600,52圓替。

10. 廣島銀行依頼荷付爲替手形20,000圓、山口商店より同人振出小切手(#6)にて入金す。
11. 静岡銀行より次の報告あり。
 - i. 11月25日當行振出預金手形(#6)2,000圓(出雲商會)を立替拂す。
 - ii. 11月28日當行に向け先方口(他店預り金)20,000圓現金送附方依頼す。
12. 静岡銀行の依頼により預り金の内20,000圓當地三和銀行に依頼送金爲替取組む代金並に手數料20圓は通貨にて支拂ふ。
13. 名古屋支店より次の如く報告あり。
 - i. 11月25日本店に向け送金爲替(#1)3,000圓取組む、受取人妻木二郎。
 - ii. 11月25日本店に向け代金取立手形(#1)3,500圓送附す。名古屋市池永商店依頼、當地山脇商店、支拂期日11月30日。
14. 東京名古屋兩支店を共通計算店として爲替取引に加はらしむることを静岡銀行に依頼す。
15. 名古屋支店取組送金爲替(#1)3,000圓受取人妻木二郎に通貨にて支拂ふ。
16. 東京支店より次の報告あり。
 - i. 11月27日名古屋支店取組送金爲替(#1)1,500圓支拂済。

- ii. 11月28日本店に向け代金取立手形(#1)2,500圓送附す。依頼人東京市塚本商會、支拂人當地山森商店、期日11月30日。
- iii. 11月29日本店に向け送金爲替(#1)3,000圓取組む。受取人秋田商店。
17. 名古屋支店依頼當代手(#1)3,500圓山脇商店より當地岡崎銀行大阪支店振出預金手形(#39)2,000圓、残額は通貨にて受入る。
18. 東京支店依頼當代手(#1)2,500圓山森商店より通貨にて受入る。
19. 東京支店依頼支送手(#1)3,000圓秋田商店の依頼により同人當座勘定に振込む。
20. 山本商店の依頼により静岡銀行に向け送金爲替(#2)20,000圓を取組み、代金並に手數料20圓通貨にて受入る。受取人松本太郎。
21. 秋田商店の依頼により静岡銀行當座預金者梶本商店口座に當座振込の依頼を受け、代金10,000圓外に手數料10圓は同人振出小切手(#52)を受入れ、静岡銀行へ依頼す。
22. 静岡銀行依頼當代手(#1)20,000圓山本太郎より次の如く入金す。
 - i. 三井銀行大阪支店振出預金手形15,000圓。
 - ii. 通貨5,000圓。
23. 諸社員に本月分給料200圓通貨拂す。
24. 用度係へ本月分雜費80圓補給として通貨を渡す。

25. 11月16日付を以て次の利子を特別當座預金に振替ふ。
特別當座預金者廣田商店 4圓34錢内預金利子諸税として30錢控除、北道商店15圓40錢内預金利子諸税として1圓7錢控除。
26. 藤森商店に對する貨物引取信用保證30,000圓本日期日につき解除す。保證先大阪商船會社。
27. 岩本太郎の依頼により同人引受爲替手形(#39)20,000圓に對し保證をなし、保證料100圓通貨にて受入る。保證先田中商店。但し期日は12月15日とす。
28. 交換所計算次の如し。
- 持出手形 {
1. 三菱銀行大阪支店宛小切手50,000圓。
2. 岡崎銀行大阪支店振出預金手形(#39)2,000圓。
3. 三井銀行大阪支店振出預金手形15,000圓。
- 受入手形 小山商店振出當行宛小切手(#105)10,000圓。
- 本日現金在高 61,099.27圓。

拾貳月拾五日

1. 12月1日付を以て甲號五分利公債額面150,000圓の利息3,675圓を通貨にて受入る。
2. 川崎第百銀行大阪支店へ借入有價證券額面50,000圓(104圓替)を返還し、別に借入料232圓50錢は日本銀行大阪支店宛小切手(#5)に支拂ふ。
3. 静岡銀行よりの爲替借越金10,250圓を廣島銀行への爲替預ヶ金10,250圓と付替をなし、兩行へ依頼通知を發す。

4. 當所拂商業手形(#4)50,000圓支拂人金子商店より次の如く受入る。
- 山口商店振出小切手(#7)2,000圓。
 - 當店振出預金手形(#8)2,500圓(保田商店宛)
 - 名古屋支店振出預金手形(#2)3,500圓。
 - 通貨42,000圓。
5. 小山商店の依頼により次の他所拂商業手形(#2)35,000圓割引し、割引料差引き手取金の内10,000圓は預金手形(#9)を渡す。残額は同人の當預として預る。
- 岩本商店振出小山商店受取静岡市山道商店引受爲替手形(#102)、12月10日付12月28日期日額面35,000圓、割引日歩1錢5厘。
- 上記手形代金取立の爲め静岡銀行へ送附す。
6. 昭和電氣器具株式會社設立に當り株式募集事務を代理し、申込證據金として20,000圓通貨にて受入る。
7. 關西物產株式會社發行社債300,000圓に支拂保證をなし、保證料として2,000圓を通貨にて受入る。
8. 山形商店の依頼に同人に對する證書貸付(#3)25,000圓書替延期をなし、別に利息日歩1錢6厘、日數31日分は通貨にて受取る。新番號(#5)とし、期日は翌年2月15日とす。
9. 岩本太郎同人引受爲替手形支拂準備金として20,000圓通貨にて受入る。
10. 岩本太郎依頼保證爲替手形代金20,000圓を田中商店に通貨にて支拂ひ、保證を解除す。

11. 静岡銀行より次の通知あり。
 - i. 12月1日名古屋支店振出預金手形(#3)2,000圓を立替拂す。
 - ii. 同日當行向け送金爲替(#2)15,000圓取組む。受取人山口商店,塚本商店依頼。
 - iii. 12月2日送手(#2)20,000圓を松本太郎に支拂済。
 - iv. 同日梶本商店當座勘定に振込記入をなす、10,000圓。
 - v. 12月10日當行へ向け次の代金取立を依頼す。
岩田次郎振出,當地山岡商店宛約手形(#29),12月1日付,12月31日期日,額面1,500圓。
 - vi. 12月13日静岡銀行振出保證小切手(#15)2,000圓を名古屋支店にて支拂済の旨同支店より通知あり。
12. 静岡銀行取組支送手(#2)15,000圓受取人山口商店の當座勘定に振替ふ。
13. 安田銀行大阪支店の依頼によりコールローン(#3)30,000圓普通物をなし,通貨にて支拂ふ。
14. 秋田商店の依頼により手形貸付(#7)50,000圓をなす。手取金の内20,000圓は預金手形(#10)を渡し,残額は當座勘定に振替ふ。
同人振出當行宛約束手形(#105)本日付,翌年1月30日期日,額面50,000圓,貸付利率日歩1錢5厘,擔保品阪神急行株82圓替650株受入る。
15. 名古屋支店より次の報告あり。
 - i. 12月11日静岡銀行振出保證小切手(#15)2,000圓支拂済。

- 上記小切手送附す。
- ii. 12月12日東京支店に送金爲替(#2)2,000圓を取組む。
受取人東京市光本八郎。
16. 廣島銀行より次の通り報告あり。
 - i. 11月30日當行依頼荷爲手(#1)45,000圓荷受主高森商店より入金済。
 - ii. 12月2日同行振出保證小切手20,000圓到着記帳済。
 - iii. 12月11日當行に向け代金取立手形(#2)50,000圓送附。
村木始郎振出,當地山村商會宛約束手形(#129)50,000圓
11月15日付,12月15日期日。
17. 廣島銀行依頼當代手(#2)山村商會より次の如く入金す。
 - i. 三菱銀行大阪支店振出預金手形(#103)20,000圓。
 - ii. 秋田商店振出小切手(#54)30,000圓。
18. 東京支店より次の通り報告あり。
 - i. 12月13日當行に向け送金爲替(#1)2,000圓取組。受取人山本二郎。
 - ii. 同日名古屋支店取組支送手(#2)2,000圓支拂済。
19. 本日付を以て廣島銀行の爲替戻60,000圓の双方附替をなす。
20. 永井商店の依頼により次の當所拂商業手形(#5)割引料差引き手形金は通貨にて支拂ふ。
金子商店振出,永井商店宛約束手形(#210)本日付,翌年1月31日期日,額面40,000圓,割引日歩1錢5厘,日數48日。
21. 岩崎商店に證書貸付(#4)50,000圓をなし,通貨にて支拂

ふ。貸付期間3ヶ月、期日3月15日、擔保品川西倉庫證券、
鐵材額面52,000圓。

22. 山岡商店より次の他代手(名古屋支店#1)3,500圓受入れ、
手數料として1圓50錢通貨にて受入る。

山岡商店振出、名古屋市津村商店宛約束手形(#20)12月1日
付、12月31日期日、額面3,500圓。この手形取立の爲め名古
屋支店へ送附す。

23. 交換所計算次の通り。

持出手形、三菱銀行大阪支店振出、預金手形 (#103) 20,000圓
受入手形なし。

24. 預金利子諸税(通知預金口)1圓10錢稅務署へ通貨にて
支拂ふ。

25. 本日付當座預金・當座貸越勘定及び他店勘定當方口・他
店勘定先方口の利子計算を行ふ。契約利子は次の如し。
但し以上計算の結果は翌日付にて各勘定へ振替記入を
行ふものとす。

當座預金 日歩 3厘

當座貸越 日歩 1錢5厘

他店預り、預ケ日歩 3厘

他店貸越、借越日歩 1錢2厘

本日現金現在高 9,186圓67錢

第六章 決 算

第一節 決算の意義及び時期

決算とは一會計年度に於ける營業成績と財政の
状態を知る爲めにする一切の會計手續を云ふので
ある。

商法は年一回以上決算を行ふべきことを定めて
ゐるが、銀行業務にあつては銀行法の規定によつて
會計年度を半ヶ年とし毎年六月及び拾貳月の末日
を以て決算を行ひ、所定の書類を監督官廳に提出し
なければならぬのである。

次節以下に於て銀行の決算手續を (1) 決算豫備
手續、(2) 決算本手續、(3) 決算諸表の作成、(4) 本支
店決算諸表の併合等に分つて説明する。

第二節 決算豫備手續

決算豫備手續は二つに分つことが出来る。資産
勘定の評價並に損益勘定の修正がこれである。

一 資産勘定の評價 評價の結果生ずる損益は
損益の勘定に計上し當期の損益に課す。評價する
資産は有價證券、營業上使用する建物、什器並に所有

動産不動産である。尙この外に諸貸付金中貸倒となつたものはこれを損失に課するのである。

(a) 有價證券の價額引上げ並に引下げ 銀行が所有する國債・地方債・社債・株式等は決算日の公定相場を基準として評価をするから、評価額が帳簿價額よりも大であればその評価益を有價證券價格引上勘定に計上し、それだけ有價證券の價額を増加するのである。

例へば、甲號五分利公債額面 100,000 圓、その帳簿價額を 104 圓替とし、公定相場を 106 圓替とすれば次

振替傳票	
借方	貸方
有價證券價格引上 ¥2,000.	國 債 ¥2,000.

の傳票が作成される。

國債勘定 104,000
圓を 106,000 圓に増

價する爲めに 2,000 圓を計上し、同時に有價證券價格引上なる利益 2,000 圓の發生したことを明かにするのである。

又、反対に公定相場が帳簿價額よりも低い場合はそれだけ有價證券價格引下なる損失勘定を計上し、國債の帳簿價額を引下げるるのである。

例へば、前例に於て公定相場を 102 圓替とすれば、次の傳票となる。即ち、一方國債勘定 104,000 圓を

振替傳票	
借方	貸方
國 債 ¥2,000.	有價證券價格銷却 ¥2,000.

102,000 圓に引下げ、他方有價證券價格銷却なる損失 2,000 圓を計上すること

を示す。

(b) 建物什器並に所有動産不動産の減價銷却 营業上使用する建物・什器はその使用によつて減價を生ずるから適當に減價銷却をしなければならない。但し、土地は一般に減價せぬとして減價銷却を行はない。銷却を行へば次の傳票を作成して建物・什器の價額を減じ、それだけ建物什器價格銷却なる損失勘定を計上する。

振替傳票	
借方	貸方
營業用建物 ¥…	建物什器價格銷却
" 什器 ¥…	
所有動産 ¥…	
不動産 ¥…	¥…

所有動産不動産についても亦同様である。

(c) 諸貸付金の貸倒銷却 手形貸付等の諸貸付金の内で回収の見込なきものはこれを銷却して當該債権勘定を減ずると共にそれだけ滯貸金銷却なる損失勘定を計上しなければならぬ。

振替傳票	
借方	貸方
手形貸付 ¥…	滯貸金銷却
證書貸付 ¥…	¥…

この場合左の如き傳票を作る。

二 損益諸勘定の修正 銀行が受拂をなし又將來受拂をなすべき損益項目の内で決算に於て其の期の損益に屬すべきものはこれを損益勘定へ掲げ、次期以後に屬すものはこれを控除しなければならない。この修正には次の四つの場合がある。(1)既に支拂つた損失の内で次期に屬するものはこれを資産として計上し次期以後に繰延べる。(2)未だ支拂はない損失であつてその期に屬するものはこれを損失として計上すると同時に負債を掲げてその未拂を示す。(3)既に受入れた利益の内で次期に屬するものはこれを負債として繰延べる。(4)未だ受入れない利益の内でその期に屬するものは利益として計上すると同時に資産を掲げてその未收を示す。以上四つの場合を通じて損益の勘定を修正すれば、これに應じて財産の勘定を計上しなければならないことは注意を要する點である。

(1)既拂損失の繰延 保険料、家賃等を前拂し、その一部を次期の損失として繰延べるときは、未経過保険料、前拂家賃等の資産勘定を計上する。又會社創立の場合の創業費は相當多額にのぼるから、これを數期に分つて損失とするのが普通である。從て未だ銷却されてゐない創業費は資産として取扱はれ

る。例へば創業費15,000圓の内3,000圓をその期の損失とすれば、次の傳票を作る。即ち、創業費價額銷却

振替傳票	
借方	貸方
創業費	創業費價額銷却
¥3,000.	¥3,000.

なる損失に3,000圓を計上し、それだけ創業費の金額を引下げて次期に繰越

すのであつて、前述の建物・什器の銷却と同様である。

(2)未拂損失の計上 當座預金・特別當座預金・定期預金・通知預金等に對する未拂の利息又は、税金・家賃・給料等の未拂分を損失として計上する場合である。この場合未拂利息等の負債勘定を用ひる。

未拂利息の内重要なものは定期預金のそれであつて、次の如き定期預金未拂利息計算表によつてこれを計算する。

定期預金未拂利息計算表

番號	日附	経過期間	利率	預金々額	未拂利息	備考
# 1	9 1	4ヶ月	4½%	10,000 00	150 00	
# 2	" "	"	"	30,000 00	450 00	
# 3	" 30	3ヶ月	"	8,000 00	90 00	
# 4	11 15	1½ヶ月	"	9,000 00	50 62.5	
# 5	" "	1½ヶ月	"	9,000 00	50 62.5	
					791 25	

通知預金に対する未拂利息計算も亦これと同様である。當座預金・特別當座預金の利子計算は決算日近く、即ち當座預金は6月12月の15日、又特別當座預金は5月11月の15日又は20日に行ふから、次のような概算表に依つて未拂利息を計上する。

當座・特別當座預金未拂利息概算表

預金種別	姓 名	概算積數	利 率	未拂利息	備 考
當座預金	山口商店	225,000 00	⑥ ¥0.004	9 00	
特別當座	廣田商店	4,500 00	⑥ ¥0.007	32	
"	北道商店	130,500 00	"	9 4	
				18 46	

上記二つの計算によつて計出した利息未拂分809
圓71錢を預金利息として計上すれば次の傳票とな

この未拂利息なる負債勘定を次期に於て處理するに

二つの方法がある。一はその支拂に當つて一々支拂傳票に未拂利息なる負債勘定を計上する方法で、他は次期の第一日附を以て次の傳票を作成し、その支拂に當つて預金利息勘定を用ひる方法である。

振替傳票	
借方	貸方
未拂利息戻入	未拂利息
¥ ...	¥ ...

未拂利息戻入は次期に支拂ふ預金利息の内その期に属しないものを控除

する意味をもつてゐる。

(3)既收利益の繰延 手形を割引して得た割引料又は手形貸付の貸付金利息の如きは割引又は貸付の際に取するから、其の期に属す部分以外は負債を計上して繰延べる。次の傳票に於ける未経過割引料勘定がこの負債を示し、未経過割引料戻入勘定は

振替傳票	
借方	貸方
未經過割引料	未經過割引料戻入
¥ ...	¥ ...

受入割引料の内それをだけを控除することを示すのである。

未経過割引料及び利息計算表

次に次期の第一日附を以て未経過割引料なる負債勘定を割引料なる利益勘定に次の如き傳票を作成して振替へるのである。蓋し、前期未経過割引料は當期の利益となるからである。

振替傳票	
借方	貸方
割引料 ¥ ……	未経過割引料 ¥ ……

成して振替へるのである。蓋し、前期未経過割引料は當期の利益となるからである。

尚ほ未経過貸付金利息勘定を設ける代りに「未経過割引料其他」なる負債勘定を用ひて處理して良い。

(4) 未収利益の計上 今期の利益にして未だ収入なきものはこれを利益に計上し、それに對する資産勘定を設けるのであるが、銀行では財政の強固を望む點から成る可く利益の未収分を計上せぬ慣習があり、銀行法の雑形にも未収利息の如き資産勘定が示していないのである。公債利息の如く確實なものについてはその未収利息分を計上し利益とするも差支へないのであるが、これを計上しないのが普通である。

これを要するに決算に於て損益の所屬會計年度を明にする爲め損失の一部又は利益の一部を繰延べ、或ひは見越す必要があり、その結果貸借対照表に資産負債の勘定を生ずるのであるが、その本質は利

益の繰延・見越又は損失の繰延・見越にあることを注意すべきである。

第三節 決算本手續

前述の決算豫備手續を終了してから試算表を作成するのである。これが作成法は既に主要簿の所で説明した通りである。

次に諸帳簿の締切手續を行ふ。(1)總勘定元帳の締切、(2)補助簿の締切 これである。

一 總勘定元帳の締切 先づ損益勘定口座を設け損益諸勘定の残高をこれに移して締切る。割引料勘定を例示すれば次の如くである。

割引料勘定

日付	摘要	元 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	残 高
9 15	日記帳	2		186 20	貸	186 20
10 15	"	4		134 40	"	320 60
	
	
	損 益		1,829 85		貸	1,829 85
			1,829 85	1,829 85		0 00

即ち、摘要欄内に損益と朱記し、借方残のものは貸

方に貸方残のものは借方の残高を記入し貸借を平均して締切るのである。かくて損益に属する諸勘定はすべて一個の損益勘定に順次集めらる。

次に損益勘定の残高を求める。この残高が貸方ならば純益、借方ならば純損である。純損益の處分は次期に於て行はれるから、これを前期損益勘定に移して損益勘定を締切る。

損 益 勘 定

日付	摘要	元 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	残 高
12 31	貸付金利息	43		2,127	21	
"	有價證券利息	44		1,520	35	
"	
"	
"	預金利息	51	1,032	18		
"	借用金利息	52	248	00		
"	
		17,904	11	17,904		

次期に繰越すべき残高をもつ勘定、即ち資産負債並びに資本主に属する諸勘定の締切は摘要欄内に次期繰越と朱記し貸借を平均せしめて締切る。かくすべての勘定の締切は日記帳を経ず直接元帳内で行ふ。但し、残高を次期の第一日付を以て繰越す

には日記帳に繰越日記を記入し、これを経て總勘定元帳の摘要欄へ前期繰越として開始記帳を行ふ。

茲に現金勘定へ繰越日記から轉記するにつき注意すべきは現金勘定の借方へは繰越日記の借方合計

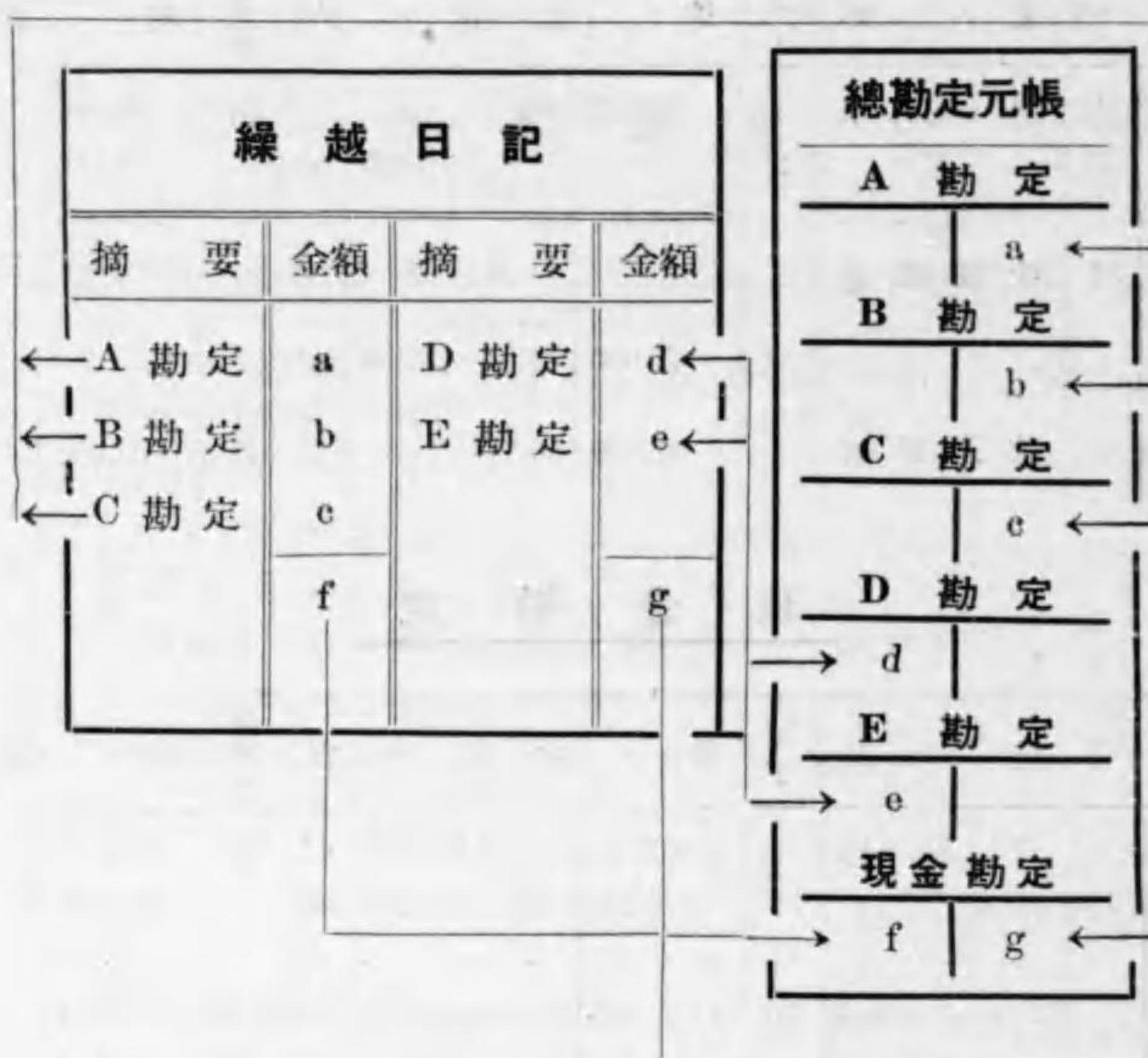
手 形 貸 付

日付	摘要	元 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	残 高
9 1	日記帳	1	30,000	00		借 30,000 00
15 "		2		15,000	00	" 15,000 00
12 31	次期繰越					
			76,000	00	76,000	00
1 1	前期繰越	1	33,000	00		借 33,000 00

現 金 勘 定

日付	摘要	元 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	残 高
9 1	日記帳	1	2,587,000	50	2,157,930	41 借 429,070 09
15 "		2	170,109	30	384,700	00 " 214,479 39
12 31	"	14	373,867	74	366,387	79 " 16,666 22
12 31	次期繰越				16,666	22
			5,788,125	16	5,788,125	16
1 1	前期繰越	1	3,255,434	00	3,238,767	78 借 16,666 22

額を、貸方へは繰越日記の貸方合計(この内には現金有高を示す現金勘定は含まれてゐない)を轉記することである。このことは既に主要簿の處で説明した通り日記帳は現金を主格とするからである。繰越日記の記帳轉記を圖解すれば次の如くである。



* 繰越日記は十二月決算にありては翌年一月一日付で行はねばならぬが、その日は休日であるが爲め便宜上十二月三十一日に行ふのである。

二 補助簿の締切

補助簿は補助元帳と補助記入帳とに依つてその締切法が異つて居る。

(1) 補助元帳の内次期に繰越すべき残高あるものは朱記の方法により締切り、後に繰越を行ふ。當座勘定元帳・特別當座勘定元帳については十一月半又は十二月半に利子計算を行ひ締切るのであるから、決算に更めて締切る必要はない。併し個々の口座残高を總計したものが總勘定元帳内の當該勘定の残高と一致するかどうかを調べる必要がある。

(2) 補助記入帳の締切は金額欄を合計することを以て足りる。この合計額は會計期間の取引高を示すものである。それ故にこの合計額は總勘定元帳内の當該勘定の合計額から前期繰越高を差引いたものと一致することとなる。

第四節 決算諸表作成

銀行は銀行法(十條・十一條・十二條)の規定に従つて決算毎に業務報告書を作成して、これを主務大臣に提出し、主務大臣の定むる様式の貸借対照表を作成してこれを公告し、監査役は業務及び財産の状況に關し調査せる結果を記載した監査書を本店に備へ置くことを必要とする。

業務の状況を知る爲めには**營業報告書**を作成することが必要である。又財産の状況を知る爲めには**財産目録**の作成を必要とする。而して財産目録は個々の資産負債を出来得る限り詳細に示さなければその役目を果すことが出来ないのであるから、財産の種類・数量・價額を口別、所在地別等に細分して示すのである。これは特に對外債権者に關係深きものであるから、充分財産の状況を詳示することが肝要である。

次に**貸借對照表**はその雛形を本書の始めに掲げて示した如くである。この中「他店へ貸」「他店より借」なる項目は既述の如く「他店へ貸」は他店預ケ金と他店貸越の兩勘定を合計したものを掲げ、「他店より借」は他店借越と他店預リ金とを合計したものを掲げる所以である。尚ほ、貸方の最終に掲げる當期利益金はその期の純益金の外に前期繰越金と積立金を何らかの目的で取崩した積立金戻入とを含むのである。

同表に於て勘定科目の配列は流動性のものから、即ち資産は現金から始め順次現金に換價し難いものに及び、負債は返済の急なもの、當座預金から始めて順次返還期限の遅いものに及び、株主勘定に至る

のである。

最後に**損益計算書**は一會計期間の損益結果を示すものであつて、雛形に示したやうに、利益の部を先に損失の部を後に掲げる所以である。

決算諸表は銀行全體のものでなければならない。従つて支店を有する銀行では支店にて作成せる貸借對照表及び損益計算書を本店のそれと併合する必要がある。この際起る問題は次節に述べる。

以上の外、純益處分に關する書類、監査役の業務及び財産状況監査書、各種預金の支拂準備金に關する明細書等を主務大臣に提出する。これは國家が銀行業務を取締らんが爲めである。

第五節 本支店決算諸表の合併

本節に於て述べんとする處は本支店の損益計算書及び貸借對照表の併合手續についてである。

一 本支店合併損益計算書 これを作成することは至極簡単であつて、本店及び支店の損益計算書に於ける同一科目の金額を合計して利益は利益の側に、損失は損失の側に示せばよい。當期純益金も亦同様であつて、本店及び支店の内に純益を示せるものと缺損を示せるものとがあればその差引を以

て全體の純益(又は缺損)とすべきことは勿論である。

尚ほ、支店に生じた純損益はこれを本店に移すことによつて處分するのであるから、その結果本支店間の貸借に變化を生ずる。本店及び支店に於て次の傳票を作成し、支店純損益を本店の前期損益勘定に移す。即ち、本店に於ては支店の純益を受入れることによつて支店に對する貸を増し、反対に純損を受入れるときは支店に對する貸を減じ、支店に於ては純益を本店に移すことによつて本店に對する借を減じ、純損の場合はこの借を増すのである。

本支店合併

昭和年

借 方	本 店	東京支店	名古屋支店	合 計
預 金 利 息	1,032 18	815 28	589 19	2,436 65
借 用 金 利 息	248 00			248 00
支 払 雜 利 息	66 24			66 24
再 割 引 料	48 00	28 00	45 00	121 00
建物什器價格銷却	1,160 00	240 00	240 00	1,580 00
給 料	900 00	280 00	250 00	1,430 00
旅 費	200 00			200 00
雜 費	789 75	358 34	250 70	1,398 79
未経過割引料戻入	1,852 25	895 28	889 19	3,136 72
支 払 手 數 料	60 00			60 00
創 業 費 銷 却	1,000 00			1,000 00
有 證 價 券 借 入 料	232 50			232 50
當 期 純 益	10,875 19		1,355 25	
	17,904 11	2,616 90	3,619 33	24,140 34

本店に於て

缺損のあつた支店に對し

借 方	振 替 傳 票 貸 方
何々支店	前期損益
¥	¥

支店に於て

缺損があつた場合

借 方	振 替 傳 票 貸 方
前期損益	本 店
¥	¥

利益のあつた支店に對し

借 方	振 替 傳 票 貸 方
前期損益	何々支店
¥	¥

利益があつた場合

借 方	振 替 傳 票 貸 方
本 店	前期損益
¥	¥

損 益 計 算 書

月 日

貸 方	本 店	東京支店	名古屋支店	合 計
貸 付 金 利 息	2,127 21	535 85	1,329 18	3,992 24
有 價 證 券 利 息	1,520 35	389 69	529 19	2,439 23
受 入 雜 利 息	31 40			31 40
割 引 料	1,829 85	917 06	919 18	3,666 09
有 價 證 券 買 買 金	4,000 00	360 00	720 00	5,080 00
受 入 手 數 料	7,651 30	389 00	121 78	8,162 08
有 價 證 券 貸 付 料	744 00			744 00
當 期 損 失		25 30		
	17,904 11	2,616 90	3,619 33	24,140 34

二 本支店合併貸借対照表 これを作成するには本支店合併損益計算書の場合の如く本店及び支店の貸借対照表に於ける同一科目的金額を合計するのであるが、本店に於ける支店勘定と、支店に於ける本店勘定との取扱が特異點をなしてゐる。元來本店に於ける支店勘定と、支店に於ける本店勘定とは本支店間の貸借を示すのであるから常に同一金額であつて貸借が反対の筈である。而して本支店間の貸借は銀行の内部的貸借であるから、これらを銀行全體の貸借対照表、即ち本支店合併貸借対照表に掲げず、相殺して消去すべきである。

然るに本店の貸借対照表に於ける支店勘定と、各支店の貸借対照表に於ける本店勘定の合計とは次に述べる理由から、一致しないのが常である。従つて本支店合併貸借対照表に於てこれを直ちに相殺消去し得ないのである。

この不一致は、本支店ともに同一日に決算を行ふが、所在地を異にする爲めその日までに、本店又は支店に於て、支店又は本店の勘定にて收支したことの通知が一方から他方に未だ達してゐない爲めに生ずるのである。この不一致を處理するに二つの方法がある。

第一は通知未達のものを調査し、通知が到着したものとしてこれを追加記入する方法である。

第二はその原因を取調べることなく不一致の額を本支店未達勘定といふ一時的調節勘定を以て處理する方法である。

この處理方法を次に例示しよう。

今本店貸借対照表に於ける名古屋支店勘定貸方残を34,500圓とし、名古屋支店貸借対照表に於ける本店勘定貸方残を38,000圓とすれば、第二の方法に於ては名古屋支店勘定と本店勘定との差額3,500圓を本支店未達勘定として合併貸借対照表の貸方に掲げる。即ち、本店勘定貸方残38,000圓の内3,500圓が本支店未達勘定に振替へられ、残り34,500圓は名古屋支店勘定貸方残の同一金額と相殺消去するのである。

第一の方法によるときは先づ通知未達の事項を調査する。前例に於て通知未達事項を

(1) 本店から名古屋支店依頼の代金取立手形(商業手形)2,500圓入金済及び名古屋支店振出預金手形500圓立替拂の通知未達。

(2) 名古屋支店から本店宛送金手形1,500圓取組の通知未達。

とすれば先づ(1)の通知が名古屋支店に到着したるものとして次の仕譯に當る追加記入がなされる。

(借 方)

(貸 方)

本店勘定 ¥2,500.00	商業手形 ¥2,500.00
預金手形 ¥ 500.00	本店勘定 ¥ 500.00

これによつて本店勘定は

38,000圓+2,500圓-500圓=36,000圓 となる。

本 支 店 合 併

昭 和 年

借 方	本 店	東京支店	名古屋支店	合 計
現 金	16,666 22	2,903 53	2,507 52	21,577 27
商 業 手 形	160,000 00	56,200 00	53,500 00	269,700 00
荷 付 為 替 手 形	50,000 00	8,500 00	13,230 00	71,730 00
手 形 貸 付	140,000 00	9,500 00	40,600 00	190,100 00
證 書 貸 付	125,000 00	18,800 00	15,850 00	159,650 00
コ ー ル ロ ー ソ ン	80,000 00	15,900 00	14,500 00	110,400 00
國 働 債	156,000 00	15,600 00	31,200 00	202,800 00
他 店 預 ケ 金	20,781 40			20,781 40
東 京 支 店	27,550 00			27,550 00
名 古 屋 支 店	39,950 00			39,950 00
支 拂 承 諾 見 返	810,000 00	2,800 00	89,500 00	902,300 00
營 業 用 土 地 建 物	100,750 00			100,750 00
營 業 用 什 器	5,300 00	1,560 00	1,560 00	8,420 00
未 拂 未 濟 資 本 金	1,500,000 00			1,500,000 00
預 ケ 金	22,866 38			22,866 38
創 業 費	2,020 00			2,020 00
當 期 缺 損 金		25 30		25 30
	3,256,884 00	131,788 83	261,947 52	3,650,620 35

次に(2)の通知が本店に到着したものとして

(借 方)

(貸 方)

名古屋支店 ¥1,500.00 未拂送金爲替 ¥1,500.00

の仕譯に當る追加記入がなされ、名古屋支店勘定は
34,500圓+1,500圓=36,000圓 となる。かくて本店勘定貸方残と名古屋支店借方残とは
同一金額となり、これを消去することが出来る。而貸 借 対 照 表

月 日

貸 方	本 店	東京支店	名古屋支店	合 計
當 座 預 金	64,085 17	22,502 80	12,535 33	99,123 30
特 別 當 座 預 金	6,120 87	2,503 80	25,389 60	34,014 27
定 期 預 金	59,000 00	35,000 00	80,000 00	174,000 00
通 知 預 金	30,000 00	10,000 00	15,000 00	55,000 00
預 金 手 形	55,000 00	8,900 00	5,200 00	69,100 00
別 段 預 金	90,000 00		1,500 00	91,500 00
コ ー ル マ ネ ー ソ ン	50,000 00	11,000 00		61,000 00
他 店 預 金	79,814 37			79,814 37
他 店 借 越	3 87			3 87
本 店 勘 定		38,050 00	30,450 00	68,500 00
支 拂 承 諾	810,000 00	2,800 00	89,500 00	902,300 00
責 本 金	2,000,000 00			2,000,000 00
未 拂 利 息 其 他	614 11	135 60	325 30	1,075 01
預 金 利 子 諸 稅	18 17	1 35	2 85	22 37
未 經 過 割 引 料 其 他	1,352 25	895 28	689 19	2,936 72
當 期 利 益 金	10,875 19		1,355 25	12,230 44
	3,256,884 00	131,788 83	261,947 52	3,650,620 35

して合併貸借対照表に於ける商業手形勘定は2,500圓を減じ、預金手形勘定は500圓を減ずるが新に貸方に未拂送金爲替勘定1,500圓を生ずるのである。

次に一時未達勘定を以て處理した貸借対照表と、未達の原因を証明しこれを追加修正した貸借対照表とを比較の爲めに掲げる。

最後に當期損益金の處分につき簡単に附記する。この處分は銀行の取締役が處分案を作り、定期總會に附議し、その承認を得て決定するのである。銀行法の規定によつて法定準備金は配當する利益の十分の一以上たることを必要とする。この外任意の積立金が設けられ、株主配當金、役員賞與金が分配される。この際作成する傳票は次の如くである。

振替傳票	
借 方	貸 方
配當金 ¥…	前期損益金 ¥…
賞與金 ¥…	
法定準備金 ¥…	

缺損の場合は積立金を以て填補し又はそのまま、次期に持ち越すのである。

第六節 記帳練習題（其の三）

十二月三十一日

1. 12月16日付を以て次の利息記入を示す。

山口商店	當座預金利息…	33圓36錢
小山商店	"	…23圓77錢
秋田商店	"	…13圓45錢
"	當座貸越利息…	29圓21錢
廣島銀行(先方口)	支拂雜利息…	43圓5錢
静岡銀行(先方口)	支拂雜利息…	34圓44錢
" "	受入雜利息…	15圓12錢

2. 静岡銀行依頼當所代金取立手形#21,500圓山岡商店より通貨にて受入る。
3. 山二證券會社よりコールローン(#2) 50,000圓並に貸付金利息234圓日本銀行大阪支店宛小切手にて受入れ、同行に預ケ金とし、同時に小切手(#6)を以て通貨80,000圓を同行より引出す。
4. 山本貿易株式會社の依頼により證書貸付(#6) 50,000圓をなし、代金は同社配當金支拂準備金として預入る。期間2ヶ月、金額50,000圓、擔保品日本商船株1000株52圓替。
5. 山村商店の依頼により次の他所拂商業手形(#3)割引き差引き手取金の内25,000圓は預金手形とし、残額は通貨にて支拂ふ。

岡田商店振出,廣島市市村商店引受,山村商店受取,爲替手形#139 本日付,1月31日期日,額面 50,000圓,割引日歩 1錢 5厘,日數 32日。

6. 静岡銀行より次の報告あり。

- (i) 12月18日附替10,250圓を了す。預金手形(#15) 2,000圓 到着記帳す。
- (ii) 同日静岡銀行に於て先方口利子受入15圓12錢,支拂 34圓44錢承諾す。當方口利子受入12圓93錢,支拂 16圓80錢。
- (iii) 12月20日當行振出預金手形(#7)(北道商店) 5,000圓立替拂す。
- (iv) 12月25日當行當座預金者小山商店の口座に當座振込 5,800圓受入済。
- (v) 12月25日當行に向け當所商業手形(#15) 35,000圓送附し来る。支拂人山田商店,期日 12月31日。
- (vi) 12月29日名古屋支店取組支送手(#1) 2,000圓受取人山口商店に支拂ふ。

7. 廣島銀行より次の報告あり。

- (i) 12月18日静岡銀行先方口10,250圓付替を了す。
12月18日廣島銀行に於て先方口支拂43圓5錢受入なし利子承認す。當方口利子受入34圓4錢,支拂 2圓64錢。
- (ii) 12月23日當行に向け當代手(#3) 3,500圓を送附し来る。支拂人當行當座預金者山口商店,期日 1月15日。

(iii) 12月28日當行に向け支送手(#3) 5,000圓を取組む。受取人山本商店。

(iv) 12月28日當行特別當座預金者北道商店の口座に振込済 3,000圓。

8. 東京支店より次の報告あり。

- (i) 12月28日本店に向け支送手(#2) 3,500圓を取組む。受取人山田商店。
- (ii) 12月28日名古屋支店に支送手(#1) 2,000圓を取組む。受取人名古屋市市村商店。
- (iii) 12月28日名古屋支店の當座預金者上口商店に當座振込として 2,050圓を受入る。

9. 名古屋支店より次の報告あり。

- (i) 12月24日静岡銀行に送金爲替(#1) 2,000圓を取組む。受取人靜岡市山口商店依頼人岩見澤商店。
- (ii) 12月26日東京支店取組支送手(#1) 2,000圓受取人市村商店に通貨拂す。
- (iii) 12月29日東京支店依頼當座振込 2,050圓の手續を了へる。

10. 廣島銀行取組支送手(#3) 5,000圓を受取人山本商店に通貨にて支拂ふ。

11. 東京支店取組支送手(#2) 3,500圓受取人山田商店へ現金拂す。

12. 山田商店より静岡銀行依頼當所拂商業手形(#5) 35,000圓次の如く入金す。

- (i) 通貨 7,000 圓。
 - (ii) 名古屋支店振出保證小切手(#1)3,000 圓。
 - (iii) 愛知銀行大阪支店振出預金手形 25,000 圓。
13. 山村商店の依頼に東京支店に送金爲替(#1)2,500 圓を取組む。代金並に手數料 2 圓 50 錢は通貨にて受入る。受取人高取商店。
14. 川田商店の依頼により次の荷付爲替手形(#2) 50,000 圓を割引き手取金の内 20,000 圓は別段預金(#6)とし、残額は通貨にて支拂ふ。
荷受入廣島市山内商店、荷物鐵材手形金額 50,000 圓手形番號(#90)本日付、1 月 31 日期日、割引日歩 1 錢 5 厘、日數 32 日
上記手形取立の爲め廣島銀行へ送附す。
15. 秋田商店の依頼により次の手形を割引き、手取金は同人の當座預金に振替ふ。
北村商店振出秋田商店宛約束手形(#129)手形額面 35,000 圓
12 月 15 日付、1 月 15 日期日、割引率日歩 1 錢 5 厘、日數 16 日。
16. 多峰商店の依頼により同人の定期預金(#1) 20,000 圓期日前なるも現金にて支拂ふ。別に利息は年 3 歩 6 厘として預金利子諸税 $\frac{7}{100}$ を差引き通貨にて支拂ふ。
17. 本月分給料並に手當として 300 圓通貨にて渡す。
18. 豫て用度係に前渡せし雜費支拂残として通貨にて 20 圓 25 錢戻入る。
19. 織田會社の依頼によりコールローン(#4) 50,000 圓をなし日本銀行宛小切手(#7)にて支拂ふ。條件普通物擔保付。

20. 交換所計算次の通り。
持出手形 愛知銀行大阪支店振出預手 25,000 圓。
受入手形 三菱銀行大阪支店持出小山商店振出小切手(#106) 15,000 圓。
21. 本日決算を行ふ。決算豫備として次の事項につき整理をなす。
- (A) 資産評價を次の如く定める。
- (i) 國債時價 104 圓替とす。
 - (ii) 営業用建物は當期銷費高 750 圓の銷却を行ふ。
 - (iii) 営業用什器には當期銷費 350 圓の銷却を行ふ。
 - (iv) 創業費はその一部 1,000 圓を銷却す。
- (B) 定期預金通知預金に對す利子計算(決算日迄の)をなし、之を未拂分とし計上す。
- | | | | | |
|------|------|---|---|------------|
| 定期預金 | 北村商店 | … | … | 225 圓 |
| | 北見商店 | … | … | 90 圓 |
| | 同 人 | … | … | 16 圓 88 錢 |
| | 岩崎商店 | … | … | 16 圓 88 錢 |
| 通知預金 | 永井商店 | … | … | 168 圓 75 錢 |
| | 岩崎商店 | … | … | 96 圓 60 錢 |
- (C) 未経過利息及び未経過割引料次の如く計上す。
- | | | | |
|--------|-----------|----|------------|
| 手形貸付 | 貸付金利息未経過分 | 四口 | 622 圓 50 錢 |
| 商業手形 | 割引料未経過分 | 三口 | 497 圓 25 錢 |
| 荷付爲替手形 | 割引料未経過分 | 一口 | 232 圓 50 錢 |
- 本日現金在高 16,666 圓 22 錢。
22. 1 月 1 日付にて繰越日記を記入す。

壹月拾日

1. 次の振替を行ふ。

未経過割引料其他を割引料勘定へ………729圓 25錢

同 上を貸付金利息勘定へ…622圓 50錢

未拂利息其他を未拂利息其他戻入勘定へ…614圓 11錢

2. 名古屋支店より次の報告あり。

(i) 12月31日 本店振出預金手形(#9)(依頼人小山商店)

10,000圓支拂済

(ii) 同日 本店依頼の他代手(#1)3,500圓入金済。依頼人
山岡商店。

(iii) 1月4日 本店へ送金爲替(#2)1,500圓取組む。受取
人北道商店。

(iv) 1月6日 本店に左掲の決算書送附す。前期純益
金1,355圓 25錢を本店勘定に附替ふ。

3. 東京支店より次の報あり。

(i) 12月31日 本店秋田商店當座口に3,000圓振込記入
をなす。

(ii) 1月6日 本店に左掲の決算書送附す。前期純損
失金25圓 30錢を本店勘定に附替ふ。

4. 左掲の各支店の損益計算書及び貸借対照表と本店の
諸表を合併す。但し、本支店間の通知未達の事項次の如
し。

(i) 東京支店取組み本店向支送手(#3)3,500圓の通知未達。

(ii) 東京支店より本店へ秋田商店當座口入金3,500圓の

通知未達。

(iii) 名古屋支店より本店へ本店振出預手(#9)(依頼人小山
商店)10,000圓立替拂の通知未達。

(iv) 名古屋支店より本店へ本店代手(#1)3,500圓(依頼人山
岡商店)取立済の通知未達。

(v) 本店より東京支店へ送金爲替取組(#1)3,500圓(受取人
高取商店)の通知未達。

(vi) 本店より名古屋支店へ保證小切手(#1)3,000圓立替拂
の通知未達。

5. 名古屋支店取組み支送手(#2)1,500圓北道商店の依頼に
より同人特別當座預金に振替ふ。

6. 當期純益金を次の如く處分する事とせり。

當期利益金 ……………… 金12,205圓 14錢

配當金 年4步5厘 四ヶ月分 …… 7,500圓

賞與金 ……………… 450圓

法定準備金 ……………… 1,250圓

別途積立金 ……………… 750圓

繰越金 ……………… 2,255圓 14錢

7. 賞與金300圓、配當金1,500圓通貨にて支拂ふ。

8. 預金利子諸税18圓 17錢を稅務署へ通貨拂す。

本日現金在高 14,848圓 5錢

支店貸借對照表

借 方	東京支店	名古屋支店	貸 方	東京支店	名古屋支店
商 手	56,200 00	53,500 00	當 預	22,502 80	12,535 33
荷 為 替	8,500 00	13,230 00	特 別 嘗 座	2,503 80	25,389 60
手 貸	9,500 00	40,600 00	定 預	35,000 00	80,000 00
證 貸	18,800 00	15,850 00	預 手	8,900 00	5,200 00
コールローン	15,900 00	14,500 00	通知預金	10,000 00	15,000 00
國 債	15,600 00	31,200 00	別 預		1,500 00
支拂承諾見返	2,800 00	89,500 00	本店勘定	38,050 00	30,450 00
營業用什器	1,560 00	1,560 00	コールマネー	11,000 00	
現 金	2,903 53	2,007 52	支拂承諾	2,800 00	89,500 00
當期損失	25 30		未拂利息其他	135 60	325 30
			預金利子諸税	1 35	2 85
			未經過割引料	895 28	689 19
			其 他		
			當期利益		1,355 25
	131,788 83	261,947 52		131,788 83	261,947 52

支店損益表

利 益	東京支店	名古屋支店	損 失	東京支店	名古屋支店
貸付金利息	535 85	1,329 18	預金利息	815 28	589 19
有價證券利息	389 69	529 19	再割引料	28 00	45 00
割引料	917 06	919 18	建物什器價格 鎖 給	240 00	240 00
有價證券 賣買	360 00	720 00	雜費	280 00	250 00
受入手數料	389 00	121 78	未經過割引料	358 34	250 70
當期損失	25 30		其 他 戻 入	895 28	889 19
			當期利益		1,355 25
	2,616 90	3,619 33			

昭和十年十二月一日印刷

昭和十年十二月五日發行

標準銀行簿記

不 許	定價金壹圓貳拾錢	複 製
--------	----------	--------

著作者 林 健 二

發行刷兼者 田 口 繁 藏

大阪市西區京町堀上通一丁目十六番地

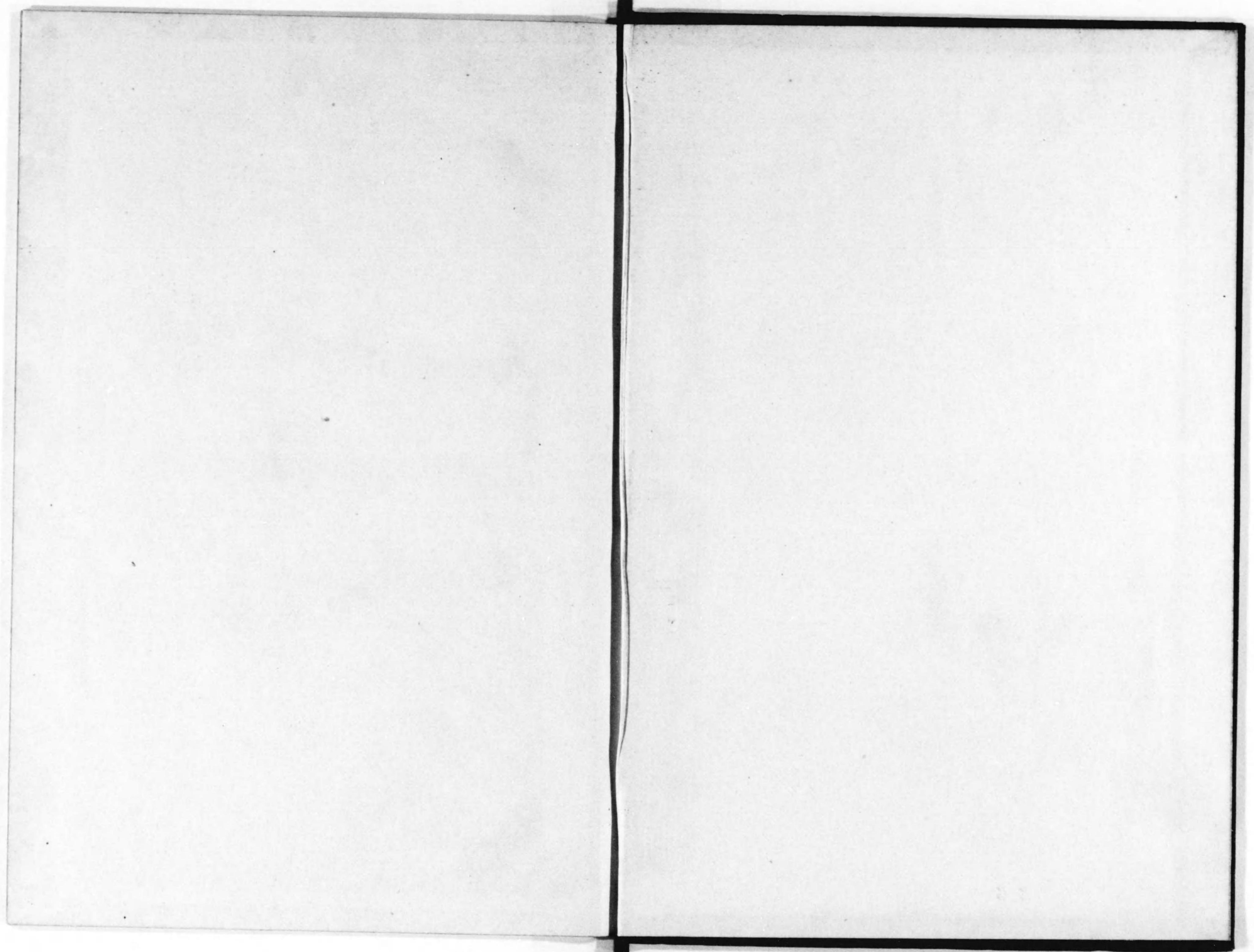
發行所

精華房

大阪市西區京町堀上通一丁目

電話土佐堀二八七八番

掘替大阪二一九四五番



356
878

終